

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の制定について

平成29年11月27日提出

大津市長 越 直 美

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置が防災上並びに自然環境、生活環境及び景観（以下「自然環境等」という。）に及ぼす影響に鑑み、その設置に関して必要な規制等を行うことにより、市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る鉄柱等を除く。）をいう。
- (2) 特定事業 太陽光発電設備を設置（太陽光発電設備の設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。以下同じ。）する事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。以下「事業」という。）のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業の用に供する土地の区域（以下「事業区域」という。）の面積が1,000平方メートルを超えるもの

イ 事業区域内における高低差が13メートルを超えるもの

ウ 発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備を設置するもの

エ 支柱型太陽光発電設備を設置するもの

(3) 事業者 設置者（事業を自ら行う者又は事業の発注者をいう。以下同じ。）及び事業施行者（設置者との契約により事業の施行を請け負う全ての者をいう。）をいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、事業の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講じなければならない。

（土地の所有者等の責務）

第4条 土地の所有者、占有者及び管理者（第18条及び第19条において「所有者等」という。）は、災害の発生を助長し、又は自然環境等を損なうおそれのある事業を行う事業者に対して、当該土地を使用させることのないようにしなければならない。

（禁止区域）

第5条 何人も、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）

第6条第1項の歴史的風土特別保存地区においては、太陽光発電設備（道路標識等と一体となっているものであって、国又は地方公共団体が設置するものを除く。）を設置してはならない。

（抑制区域）

第6条 市長は、次に掲げる区域のうち、災害の防止又は良好な自然環境等の保全のため、特定事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定することができる。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域

(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区の区域

(3) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号の国定公園及び同条第4号の都道府県立自然公園の区域

(4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域及びこれに準ずる区域

(5) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域

(6) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項の歴史的風土保存区域（同法第6条第1項の歴史的風土特別保存地区の区域を除く。）

(7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の風致地区の区域

(8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域及びこれに準ずる区域

- (9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域及びこれに準ずる区域
- (10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の鳥獣保護区の区域

- 2 市長は、前項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。
- 4 市長は、抑制区域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、当該抑制区域の区域を変更し、又は指定を解除するものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により抑制区域の区域を変更し、又は指定を解除する場合について準用する。

（特定事業の許可）

第7条 第5条の規定により設置を禁止される場合を除くほか、特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手する前に、当該特定事業に係る計画（以下「事業計画」という。）を定め、市長の許可を受けなければならない。

- 2 事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 現場管理者の氏名及び住所
- (3) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (4) 事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積
- (5) 設置工事の設計
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（事前協議）

第8条 第11条の規定による申請をしようとする者（次項及び次条第1項において「申請予定者」という。）は、当該申請をする前に、規則で定めるところにより、事業計画について市長と協議しなければならない。

- 2 申請予定者（抑制区域内において特定事業を実施しようとする者に限る。次条及び第10条において「抑制区域内申請予定者」という。）は、事業計画を定める前に、規則で定めるところにより、当該特定事業の実施方針について市長と協議しなければならない。

(事前周知)

第9条 申請予定者は、規則で定めるところにより、事業計画の内容について、当該特定事業の事業区域の周辺住民等（以下「周辺住民等」という。）に対しあらかじめ説明会を開催するなど当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。

2 抑制区域内申請予定者は、周辺住民等から事業計画に対する災害の防止又は良好な自然環境等の保全上の見地からの意見の申出を受け付ける期間、受付場所その他規則で定める事項を定め、前項の周知の際にこれを周知しなければならない。

3 抑制区域内申請予定者は、前項の期間内に周辺住民等から同項の意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を記載した書面（次項において「見解書」という。）を作成し、当該意見を申し出た者にこれを交付の上、その者と誠意をもって協議しなければならない。

4 抑制区域内申請予定者は、第2項の意見の申出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。見解書を交付したときも、同様とする。

5 抑制区域内申請予定者は、第3項の協議を行ったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

(協定)

第10条 抑制区域内申請予定者は、事業区域及びその周辺地域の災害の防止及び良好な自然環境等の保全に係る事項等について、周辺住民等で構成される地縁団体の長その他規則で定める者と協定を締結するよう努めなければならない。

2 抑制区域内申請予定者は、前項の協定を締結したときは、速やかに当該協定に係る書面の写しを市長に提出しなければならない。

(許可の申請)

第11条 第7条第1項の許可を受けようとする者は、第8条第1項の規定による市長との協議を了した日から起算して1年以内に、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(許可の基準等)

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第7条第1項の許可をしてはならない。

(1) 事業者及び現場管理者が次のいずれにも該当しないこと。

- ア 特定事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
 - ウ 第１６条第１項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る大津市行政手続条例（平成８年条例第３０号）第１５条第１項の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で、当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）
 - エ 第１６条第２項又は第１８条の規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していないもの
 - オ 特定事業の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がイからオまでのいずれかに該当するもの
 - キ 法人でその役員又は規則で定める使用人（以下「特定使用人」という。）のうちにイからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - ク 法人でイに規定する者がその事業活動を支配するもの
 - ケ 個人で特定使用人のうちにイからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- (2) 事業計画が、次に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。
- ア 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項
 - イ 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する事項
 - ウ 太陽光発電設備の設計の安全性の確保に関する事項
 - エ その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、第７条第１項の許可に、災害の防止又は良好な自然環境等の保全のため必要な条件を付すことができる。

(変更の許可等)

第13条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第8条（第2項を除く。）から前条までの規定は、第1項の許可について準用する。ただし、第9条及び第10条の規定は、当該事業計画の変更が事業区域及びその周辺地域の防災上又は良好な自然環境等の保全に及ぼす影響を勘案して市長が必要と認める場合に限り準用する。

(着手の届出)

第14条 許可事業者は、設置工事（事業区域を工区に分けたときは、工区に係る設置工事。次条において同じ。）に着手するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(工事完了の検査)

第15条 許可事業者は、設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その設置工事が当該許可の内容に適合しているかどうかについて、市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、設置工事が当該許可の内容に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を許可事業者に通知しなければならない。

(監督処分)

第16条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、第7条第1項又は第13条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第7条第1項又は第13条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第7条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに設置工事に着手しなかったとき。
- (4) 1年以上引き続き設置工事を施行していないとき。
- (5) 第12条第1項第1号に掲げる要件を満たさないと認められるに至ったとき。
- (6) 第13条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

2 市長は、第7条第1項若しくは第13条第1項の規定に違反して第7条第1項若しくは第13条第1項の許可を受けず、これらの許可に付した条件に違反し、又はこれらの許可の内容に適合していない設置工事について、事業者（請負工事の下請人を含む。）又は現場管理者に対して、当該設置工事の施行の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、設置工事の施行に伴う災害の防止若しくは良好な自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（保全義務）

第17条 特定事業に係る太陽光発電設備（以下この条及び次条において「特定太陽光発電設備」という。）の設置者、所有者又は管理者（以下「設置者等」という。）は、災害又は自然環境等の保全上の支障が生じないように、特定太陽光発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持しなければならない。

（改善命令）

第18条 市長は、特定太陽光発電設備又は事業区域の維持管理が適切になされておらず、又は極めて不完全であるために、災害が発生し、又は自然環境等に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、必要な限度において、当該特定太陽光発電設備の設置者等又は当該事業区域の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、災害の防止又は良好な自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（報告の徴収及び立入調査）

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、太陽光発電設備の設置者等又は事業区域の土地の所有者等に対して報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者若しくは委任した者に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告）

第20条 市長は、必要に応じ、次の各号に該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(1) 第8条第1項（第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議をせず、

又は虚偽の内容で協議を行った者

- (2) 第9条第1項から第3項まで（これらの規定を第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定による事前周知に係る措置を講じない者
- (3) 第9条第1項、第4項又は第5項（これらの規定を第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (5) 前条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者

（公表）

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- (1) 第16条第2項又は第18条の規定による命令に違反したとき。
- (2) 前条の規定による勧告に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

（手数料）

第22条 第7条第1項又は第13条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 第7条第1項の許可の申請に対する審査 1件につき 次に掲げる額を合算した額

ア 事業区域の面積に応じ、次に定める額

事業区域の面積	金額
500平方メートル以下のとき	4,800円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	8,400円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	12,400円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき	18,800円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	26,800円
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	44,000円
20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき	68,000円
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき	100,000円
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	136,000円
100,000平方メートルを超えるとき	168,000円

イ 事業区域のうちに加算対象区域（都市計画法第29条第1項若しくは第2項、宅地造成等規制法第8条第1項本文又は森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可に係る区域以外の区域をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、加算対象区域の面積に応じ、次に定める額

加算対象区域の面積	金額
500 平方メートル以下のとき	7, 2 0 0 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のとき	1 2, 6 0 0 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のとき	1 8, 6 0 0 円
2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のとき	2 8, 2 0 0 円
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のとき	4 0, 2 0 0 円
10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以下のとき	6 6, 0 0 0 円
20,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以下のとき	1 0 2, 0 0 0 円
40,000 平方メートルを超え 70,000 平方メートル以下のとき	1 5 0, 0 0 0 円
70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以下のとき	2 0 4, 0 0 0 円
100,000 平方メートルを超えるとき	2 5 2, 0 0 0 円

(2) 第13条第1項の許可の申請に対する審査 1件につき 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が420,000円を超えるときは、420,000円とする。

ア 設置工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、事業区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の事業区域の面積、事業区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の面積）について前号の規定により算定した額に10分の1を乗じて得た額

イ 事業区域への新たな土地の編入に係る事業計画の変更については、新たに編入される土地の面積について前号の規定により算定した額

ウ その他の変更については、10,000円

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に設置工事に着手している者については、当該設置工事に係る第7条第1項の許可を受けることを要しない。

議案第143号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年11月27日提出

大津市長 越 直 美

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市消化器がん検診協議会の項中「消化器がん検診を」を「消化器がん検診（胃がん検診を除く。）を」に改め、同項の次に次のように加える。

大津市胃がん検診協議会	胃がん検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議すること。	5人以内	学識経験を有する者及び医療関係団体から選出された者
-------------	---------------------------------	------	---------------------------

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

議案第 1 4 4 号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 5 項第 4 号を次のように改める。

(4) 胃がん検診

ア 胃部エックス線検査 1 件につき 1, 0 0 0 円

イ 胃内視鏡検査 1 件につき 4, 0 0 0 円

附 則

この条例は、平成 3 0 年 2 月 1 日から施行する。

大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年11月27日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「という。）」の次に「(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第7号中「場合」の次に「又は第2条の4の規定」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第146号

地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定
について

平成29年11月27日提出

大津市長 越 直 美

地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会条例（平成28年条例第12号）の一部を次の
ように改正する。

第1条中「平成15年法律第118号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第8条を第9条とし、第2条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加
える。

（所掌事務）

第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に
応じ、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 法第26条第1項の規定に基づく中期計画の認可に関すること。
- (2) 法第28条第1項第1号及び第3号に定める事項の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 147 号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 29 年 11 月 27 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 63 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 天神山団地の項中「40」を「38」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年11月27日提出

大津市長 越 直 美

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例

大津市ガス供給条例（昭和52年条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 雑則（第26条）」を「第7章 公共施設等運営権（第26条～第32条）
第8章 雑則（第33条）」

に改める。

第3条の3第16項中「本市のガス事業の用に供する設備」を「ガス事業施設（大津市重要な公の施設に関する条例（昭和56年条例第44号）別表第15号に掲げるガス事業施設（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）」に改める。

第19条の2第5項中「本市のガス事業の用に供する設備」を「ガス事業施設」に改める。

第26条を第33条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 公共施設等運営権

（実施方針の策定）

第26条 ガス事業施設について公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合における実施方針（民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）については、民間資金法に定めるもののほか、この章の定めるところにより策定

するものとする。

(業務の範囲)

第27条 ガス事業施設に係る民間資金法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者(以下「運営権者」という。)が行う業務は、小売供給に関する業務とする。

(民間事業者の選定の手続)

第28条 公営企業管理者は、ガス事業施設について公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとするときは、当該公共施設等運営権を設定しようとする民間事業者を指名し、当該民間事業者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた民間事業者は、ガス事業施設について公共施設等運営権の設定を受けようとするときは、ガス事業施設の運営等(民間資金法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。)に関する事業計画書その他公営企業管理者が定める書類を公営企業管理者に提出しなければならない。

3 公営企業管理者は、前項の規定により提出された書類を審査し、当該書類を提出した民間事業者が実施方針に従って前条に規定する業務を確実に行うことができると認めるときは、当該民間事業者を公共施設等運営権を設定する候補者(以下「設定候補者」という。)として選定するものとする。

(公共施設等運営権の設定)

第29条 公営企業管理者は、設定候補者に公共施設等運営権を設定する旨の議案が市議会において可決されたときは、速やかに当該設定候補者に公共施設等運営権を設定しなければならない。

2 公営企業管理者は、前項の議案が市議会において否決されたときは、速やかに当該設定候補者に公共施設等運営権を設定しない旨の通知をするものとする。

(運営等の基準)

第30条 運営権者は、その有する技術及び経営資源、その創意工夫等を十分に発揮し、低廉かつ良好なサービスを安定して提供することを旨として、ガス事業施設の運営等を行わなければならない。

(ガス小売事業の登録)

第31条 運営権者は、第3条に規定する供給区域に係る法第3条の規定によるガス小売事業の登録を受けなければならない。

(利用料金)

第32条 運営権者は、使用者（運営権者から小売供給を受ける者に限る。）から、ガス事業施設の利用に係る利用料金（民間資金法第2条第6項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を自らの収入として収受するものとする。

2 利用料金に係る基本料金及び基準単位料金の額は、別表第2に定める額を上限として運営権者が定める額とする。ただし、第19条の3第1項に規定する場合に該当するときは、同項の規定により算定した調整単位料金の額を基準単位料金の上限額とする。

3 運営権者は、ガス事業施設の効率的な使用その他効率的な事業運営に資すると見込まれる場合には、前項の規定により定めた利用料金と異なる利用料金（以下「選択利用料金」という。）を、使用者が同項の規定により定められた利用料金に代えて選択し得るものとして、定めることができる。この場合において、選択利用料金の額は、前項の規定による利用料金の上限額及び当該使用者の予定使用量を用いて算定した場合の利用料金の年額を超えない範囲で、運営権者が定める。

別表第2中「第19条関係」を「第19条、第32条関係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第149号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月27日提出

大津市長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | （仮称）若葉台地先公園整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市若葉台 |
| 3 | 工 事 概 要 | 施工面積 13,621平方メートル
敷地造成工事 一式
植栽基盤工事 一式
法面工事 一式
擁壁工事 一式
構造物撤去工事 一式
植栽工事 一式
給水設備工事 一式
雨水排水設備工事 一式
園路広場整備工事 一式
管理施設整備工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 176,048,640円 |
| 6 | 契約の相手方 | 大津市真野六丁目14番11号
法面プロテクト株式会社 |

議案第150号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月27日提出

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市伊香立市民プール、大津市坂本市民プール、大津市晴嵐市民プール及び大津市曽束市民プール
- 2 指定管理者 神戸市中央区加納町3丁目10番12号
株式会社linkworks
- 3 指定期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第151号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月27日提出

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター、大津市立中老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センター
- 2 指定管理者 大津市浜大津四丁目1番1号
社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指 定 期 間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第152号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月27日提出

大津市長 越 直 美

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大津市立木戸デイサービスセンター |
| 2 指定管理者 | 大津市浜大津四丁目1番1号
社会福祉法人大津市社会福祉事業団 |
| 3 指定期間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

議案第153号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月27日提出

大津市長 越 直 美

- | | |
|-------------|---|
| 1 公の施設の名称 | 道の駅 ^{いも} 妹子の郷 ^{きと} 地域振興施設 |
| 2 指 定 管 理 者 | 大津市木戸130番地の3
大津志賀地域振興観光株式会社 |
| 3 指 定 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

議案第154号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月27日提出

大津市長 越 直 美

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大津市勤労福祉センター |
| 2 指定管理者 | 大津市打出浜1番6号
一般財団法人大津市勤労者互助会 |
| 3 指定期間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

議案第155号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月27日提出

大津市長 越 直 美

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 旧大津公会堂 |
| 2 指定管理者 | 大津市打出浜2番1号コラボしが21 9階
株式会社まちづくり大津 |
| 3 指定期間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

議案第156号

びわこ大津草津景観推進協議会規約の一部を変更することについて

びわこ大津草津景観推進協議会規約（平成28年制定）の一部を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月27日提出

大津市長 越 直 美

びわこ大津草津景観推進協議会規約の一部を改正する規約

びわこ大津草津景観推進協議会規約（平成28年制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「するとともに、相互に連絡調整を行う」を「し、並びに必要な事業の実施に関する事務（以下「広域的景観事務」という。）を管理し、及び執行する」に改める。

第4条を次のように改める。

（協議会の担任する事務）

第4条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広域的な景観の保全及び形成に係る景観基本計画の策定に関すること。
- (2) 広域的景観事務の管理及び執行に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

第9条を削り、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（協議会の事務所）

第5条 協議会の事務所は、大津市役所内に置く。

第13条中「会議」を「協議会」に改め、同条を第26条とし、第12条を削り、第11条を第13条とし、同条の次に次の12条を加える。

(関係市の名においてする事務の管理及び執行)

第14条 協議会は、その担任する事務を関係市の名において管理し、及び執行する場合においては、当該事務を関係市の当該事務に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 前項の条例、規則その他の規程を改廃しようとする場合及び改廃した場合においては、当該市の長は、その旨を会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第15条 協議会の事務に要する費用は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、関係市の長が協議して定める。

(歳入歳出予算)

第16条 協議会の歳入歳出予算は、前条第1項の規定により関係市が負担する負担金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要する全ての経費をその歳出とするものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

第17条 会長は、毎会計年度、歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を受けなければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 会長は、第1項の規定により歳入歳出予算について協議会の承認を受けたときは、当該歳入歳出予算の写しを速やかに関係市に送付しなければならない。この場合において、会長は、当該年度の事業計画その他財政計画の参考となる書類をこれに添えなければならない。

(予算の補正)

第18条 前3条の規定は、既定の歳入歳出予算の補正について準用する。この場合において、前条第1項中「毎会計年度、歳入歳出予算を調製し、年度開始前に」とあるのは、「既定の歳入歳出予算の補正の必要が生じたときは、補正予算を調製し、速やかに」と読み替えるものとする。

(出納)

第19条 協議会の出納は、会長が行う。

(協議会出納員)

第20条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受け、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第21条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を調製し、協議会が指名する委員の監査に付した後、協議会の認定を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により決算について協議会の認定を受けたときは、当該決算の写しを速やかに関係市に送付しなければならない。この場合において、会長は、当該年度の事業報告書その他必要な書類をこれに添えなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第22条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、会長の意見を聴き、関係市が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産を管理する場合においては、当該管理を関係市の当該管理に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。

3 前項の条例、規則その他の規程を改廃しようとする場合及び改廃した場合においては、当該市の長は、その旨を会長に通知しなければならない。

4 協議会の予算の執行に伴う財産の取得及び処分並びにこれらの管理に関しては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、関係市の長が協議して定めるものを除いては、協議会が定めるところによりこれを行うものとする。

(その他の財務に関する事項)

第23条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、大津市の財務に関する手続の例による。

(費用弁償等)

第24条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、会長が協議会に諮って定める。

(解散の場合の措置)

第25条 協議会が解散した場合における協議会の事務の承継については、関係市が協議して定める。この場合において、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第10条第4項中「会議に」を「協議会に」に改め、同条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(職員)

第10条 協議会にその事務に従事する職員若干人を置く。

- 2 職員は、関係市の長の協議により、関係市の景観行政を所管する部局の職員のうちから選任する。

(職員の職務)

第11条 会長は、職員のうちから主任の者(以下「事務長」という。)を定めなければならない。

- 2 事務長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。
- 3 事務長以外の職員は、事務長の指揮を受け、協議会の事務に従事する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年4月1日又は大津市及び草津市の協議が整った日のいずれか遅い日から施行する。

(歳入歳出予算に関する特例)

- 2 この規約の施行の日の属する年度の予算に係る改正後の第17条第1項の規定の適用については、同項中「年度開始前に」とあるのは、「速やかに」とする。

議案第157号

字の廃止について

和邇北浜における次の字を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月27日提出

大津市長 越 直 美

字	地 番
住吉	637の4、638、638の1、638の2、639の1、639の10から639の18まで、640の1から640の12まで、641、642の1、642の2、643の1、643の2、658の1から658の31まで、663の1から663の3まで、663の5、663の7、663の9から663の18まで、663の20、663の23から663の27まで、671の1、672の1から672の5まで、672の7から672の11まで、674の1から674の5まで、675の1から675の8まで、676の1、676の3から676の5まで、676の8、677の1から677の4まで、678の1から678の10まで、678の13、678の15から678の18まで、678の20から678の23まで、678の25から678の27まで、679の1、679の2、679の4、679の5、682の1から682の14まで、683の1から683の3まで、683の5から683の8まで、683の10、684の1から684の14まで、685の1から685の9まで、685の11から685の28まで、686の1から686の49まで、686の52から686の78まで、687、688の1から688の21まで、689の1、689の3から689の5まで、690、691の1、691の8、691の10、691の14から691の17まで、692の1、692の2、693、694の1から694の3まで、695の1から695の3まで、695の5から695の11まで
殿畑	全部
山ノ神	全部
上記の区域に隣接介在する道路である国有地及び市有地の一部を含む。	

